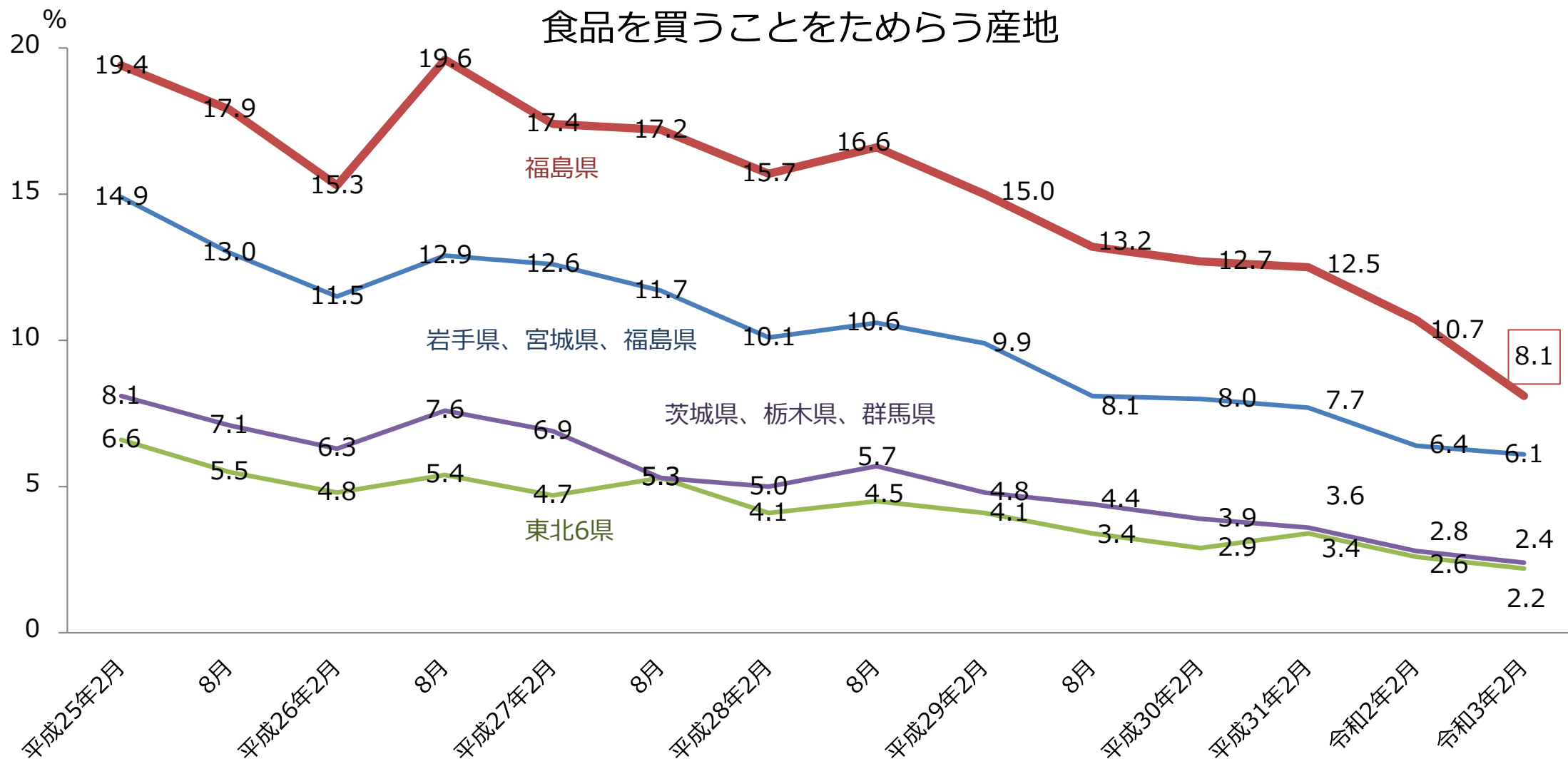


⑤原子力災害からの復旧・復興 (風評対策)

食品についての風評の現状

被災地産の食品の購入をためらう消費者は減少傾向にあるが、一定程度存在している。福島県産の食品については、これまでで最小の8.1%となっている。



資料：消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第14回）」

注：全回答者（5,176人）のうち、産地を気にする人が放射性物質を理由に購入をためらう産地として選択した産地の割合

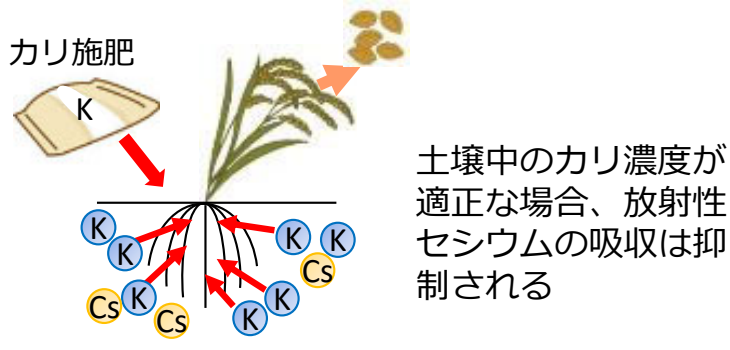
農林畜産物に含まれる放射性物質の低減対策の実施

放射性セシウムの基準値を下回る農林畜産物のみが流通するよう、品目ごとの特性に応じて、放射性物質の低減対策、吸収抑制対策や収穫後の検査等の取組を推進。

引き続き、生産現場の協力を得て、放射性物質の低減対策の徹底を図る。

米
カリ施肥等による放射性物質の吸収抑制対策を実施。
基準値を超過した米の流通を防ぐ取組を実施。

カリ施肥による稲の吸収抑制対策



カリウム散布状況

畜産物
畜産物が食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、暫定許容値以下の飼料のみを給与するなど適切な家畜の飼養管理を徹底。

モニタリング対象県の牛肉については、食品の基準値以下のもののみが流通するよう抽出検査を実施。

〔飼料の放射性セシウムの暫定許容値
牛・馬：100Bq/kg、豚：80Bq/kg、鶏：160Bq/kg〕

牧草の放射性物質の吸収抑制対策

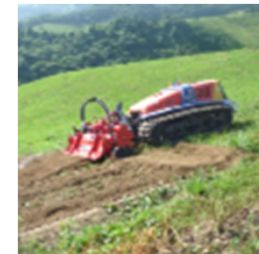
- ・反転耕等による牧草地における放射性物質の低減対策の推進



重機を活用した反転耕



ストーンクラッシャーによる石礫破碎



急傾斜牧草地での無線トラクターの活用

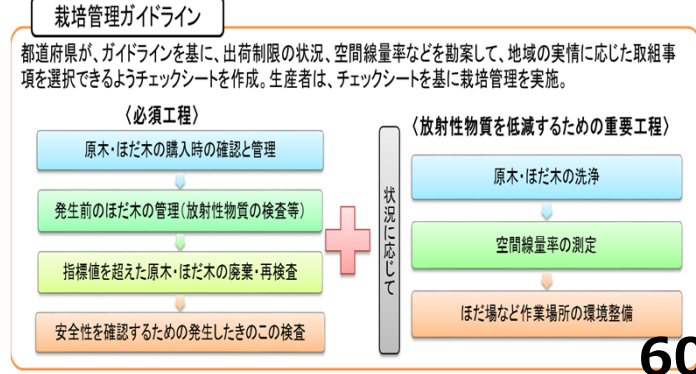
きのこ
きのこが食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、きのこ原木等に含まれる放射性物質濃度の指標値を設定。（きのこ原木：50 Bq/kg、菌床用培地：200 Bq/kg）

指標値を満たすきのこ原木等の導入や、発生したきのこの放射性物質を検査する等の栽培管理を通じて、基準値以下のきのこ生産を実施。

具体的な取組



きのこ原木の導入支援



農林水産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低下

農畜産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低くなっており、基準値超過割合は年々低下。きのこ・山菜類、一部の水産物では、基準値を超過したのが見られるが、超過割合は減少。

農林水産物の放射性物質の検査結果^{注1}（17都県^{注2}）（令和2年12月22日現在）

品目	平成30年度 基準値 超過割合 ^{注4}	令和元年度 ^{注4}		令和2年度（～令和2年12月22日） ^{注4}		基準値超過品目
		基準値 超過割合	基準値超過点数 （検査点数）	基準値 超過割合	基準値超過点数 （検査点数）	令和2年度 （令和元年度）
農畜産物	米	0 %	0% (949万)	0 %	0 (301,419)	—
	麦	0 %	0% (172)	0 %	0 (114)	—
	豆類	0 %	0% (149)	0 %	0 (48)	—
	野菜類	0 %	0% (5,349)	0 %	0 (3,312)	—
	果実類	0 %	0% (1,052)	0 %	0 (762)	—
	茶 ^{注5}	0 %	0% (38)	0 %	0 (17)	—
	その他 地域特産物	0 %	0% (183)	0 %	0 (113)	—
	原乳	0 %	0% (505)	0 %	0 (215)	—
	肉・卵 (野生鳥獣肉除く)	0 %	0% (202,303)	0 %	0 (18,120)	—
きのこ・山菜類	1.8 %	1.5 % (6,034)	1.6 %	82 (5,175)	コシアブラ、タケノコ等22品目 (コシアブラ、タケノコ等6品目)	
水産物	0.04 %	0.05 % (12,891)	0.01 %	1 (8,300)	イワナ ^{注6} (イワナ、ヤマメ)	
農林水産物計	0.001 %	0.001 % (972万)	0.025 %	83 (337,595)	平成30年度検査点数：949万点	

(注1) 厚生労働省及び自治体等が公表したデータに基づき作成。
 (注2) 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部決定）で対象自治体としている17都県。ただし、水産物については全国を集計。
 (注3) 平成24年4月施行の基準値（100 Bq/kg）を超過した割合（原乳については50 Bq/kg）。なお、茶は、荒茶や製茶の状態ですべて500 Bq/kgを超過した割合。
 (注4) 穀類（米、大豆等）について、生産年度と検査年度が異なる場合は、生産年度の結果に含めている。
 (注5) 飲料水の基準値（10 Bq/kg）が適用される緑茶のみ計上。
 (注6) 令和3年2月22日、基準値超過検体が検出（福島県沖クロソイ）。

風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略

科学的根拠に基づかない風評や偏見・差別が今なお残っていることを踏まえ、政府は、伝えるべき対象、内容、取り組むべき具体的施策等を示した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を平成29年12月に策定。（復興大臣の下、関係省庁局長クラスを構成員とするタスクフォースで決定）

本戦略に基づき、政府一体となって風評の払拭に取り組むこととしている。

ポイント

知ってもらう

対象

- ① 児童生徒、教育関係者
- ② 妊産婦、乳幼児、児童生徒の保護者
- ③ 広く国民一般

内容

- ① 放射線の基本的事項と健康影響
- ② 食品と飲料水の安全性 等

具体的施策

- ① 放射線副読本の改訂
- ② 乳幼児健診の機会等を利用した情報発信の開始 等

食べてもらう

- ① 小売、流通事業者
- ② 消費者
- ③ 在京大使館、外国要人、外国プレス
- ④ 在留外国人、海外からの観光客

- ① 福島県産品の「魅力」や「美味しさ」
- ② 食品と飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準
- ③ 生産段階での管理体制 等

- ① 福島県産品の販売場所の情報発信
- ② 流通実態調査の結果を踏まえた小売・流通事業者への説明や理解を深めるための情報提供
- ③ 輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ
- ④ 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションの推進 等

来てもらう

- ① 教師、PTA関係者、旅行業者
- ② 海外からの観光客、外国プレス、在留外国人
- ③ 県外からの観光客

- ① 福島県の旅行先としての「魅力」
- ② 福島県における空間線量率や食品等の安全 等

- ① 福島県ならではの「ホープツーリズム[※]」の推進

※福島県が行っている、復興に向け挑戦する「人」との出会いや「福島県のありのままの姿」を実際に見て、聴いて、学んで、そして希望を見つけてもらう取組

- ② 東北を対象としたプロモーション 等

農林水産物の風評払拭のためには、科学的な見地に基づいて正確でわかりやすい情報提供と丁寧な説明を行うことが重要。農林水産省は、食品中の放射性物質の検査結果や農林水産現場での放射性物質低減のための取組等を、関係府省（消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省）等と連携しながら、ホームページや意見交換会等を通じて情報発信を行っているところ。

食品中の放射性物質に関する4府省連携意見交換会等の開催

意見交換会



親子参加型イベント



最近の開催状況

開催日	開催場所
平成30年7月26日	東京都江東区※
8月 2日	大阪府大阪市※
8月10日	宮城県仙台市※
11月12日	東京都千代田区
11月15日	静岡県静岡市
11月22日	大阪府大阪市
11月28日	沖縄県那覇市
令和元年7月25日	京都府京都市※
8月 1日	東京都大田区※
8月10日	宮城県仙台市※
10月21日	宮城県仙台市
11月 8日	福岡県福岡市
11月22日	京都府京都市
11月27日	東京都中央区
令和2年11月6日	滋賀県大津市（大学生対象）
12月9日	東京都世田谷区（大学生対象）
12月21日	親子向け学習教材WEB配信
令和3年3月1日	一般向けWEBコンテンツ公開

※親子参加型イベントに出展 大学生対象はリモート形式の講義

「食べて応援しよう！」～被災地産食品の利用・販売を推進～

MAFF

- ◆ 「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、生産者、消費者等の団体や食品産業事業者等、多様な関係者の協力を得て、被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の取組を平成23年4月より推進。
- ◆ 関係省庁と連携し、平成24年度より経済団体、食品産業団体、都道府県、大学等に対し、被災地産品の販売促進を依頼。
- ◆ 全府省庁の食堂、売店等において、積極的に被災地産食品を利用・販売。



「食べて応援しよう！」

被災地やその周辺地域で生産・製造されている農林水産物・食品（被災地産食品）を積極的に消費することで被災地の復興を応援する運動



農林生協（農林水産省総合売店）の「福島県産食品コーナー」の様子



中国四国農政局高知県拠点の食堂における被災地産食品を使用したメニューの提供



被災地産品販売フェア「第3回 食べて応援しよう！in仙台」を勾当台公園で開催



セブン&アイホールディングスによる「東北かけはしプロジェクト」

これまでの取組： 1,652 件
うち被災地産食品販売フェア等：1,296 件
社内食堂等での食材利用： 252 件
(平成23年4月～令和3年1月末までの間)

福島県農林水産業再生総合事業の取組状況（生産段階での取組）

福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援。

第三者認証GAP等の取得支援

- ・ 第三者認証GAP等の取得に係る研修の受講や審査費用等を支援。

＜福島県が把握したGAP取得件数＞（令和2年12月末時点）

297件（GLOBALG.A.P. 29件、ASIAGAP 6件、JGAP 170件、FGAP 92件）

※福島県農林水産業再生総合事業以外の支援による取得も含む。

- ・ 普及指導員や農業高校教員等の指導員研修を支援。415名がJGAP指導員資格を取得（令和2年12月末時点）。



流通事業者等に対するGAP認証農産物の紹介
（ふくしまプライド。食材博）



GAP実践に関するセミナーの開催
（オンライン・ワークショップ）

環境にやさしい農産物の生産支援

- ・ 有機JAS認証の取得に係る費用を支援し、15件が認証審査を受審（令和2年3月末時点）。
- ・ 有機栽培米の産地見学会や商談会、オーガニックふくしまマルシェ等の開催を支援。



有機栽培米の商談会



オーガニックふくしまマルシェ

水産エコラベルの取得、水産物の高鮮度化支援

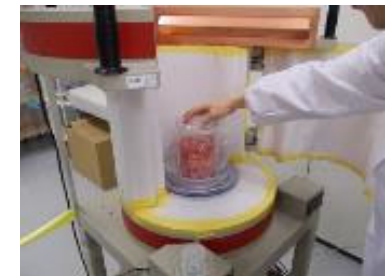
- ・ 水産エコラベルの取得に係る研修の受講や審査費用等を支援。
- ・ 水産物の高鮮度化に向けた取組及び新たな販路開拓に要する経費を支援。



水産物の高鮮度化に向けた実証試験

農林水産物の検査支援

- ・ 国のガイドライン等に基づく放射性物質検査に要する経費を支援。
- ・ 産地における自主検査に要する経費と、検査結果に基づく安全性のPRを支援。



ゲルマニウム半導体検出器による測定

令和元年度福島県産農産物等流通実態調査の調査内容と調査結果①

調査内容

福島復興再生特別措置法に基づき、福島県産農産物等の販売不振の実態を明らかにするため、次の調査を実施。

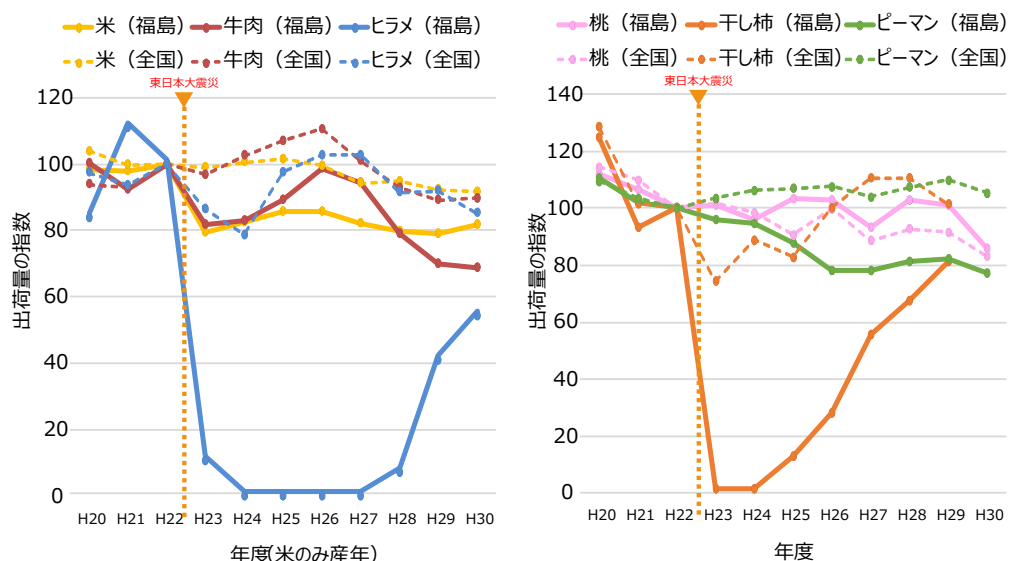
- 米、牛肉、桃、あんぽ柿、ピーマン、ヒラメの重点6品目について、流通段階ごとの価格形成の追跡調査
- 重点6品目を含む25品目について、出荷量、取引価格等の概要調査

注) 重点6品目のほか、きゅうり、トマト、アスパラガス、さやいんげん、ねぎ、ブロッコリー、グリーンピース、しいたけ、なめこ、梨、りんご、ぶどう、豚肉、鶏肉、牛乳、カツオ、マアナゴ、コウナゴ、マガレイ

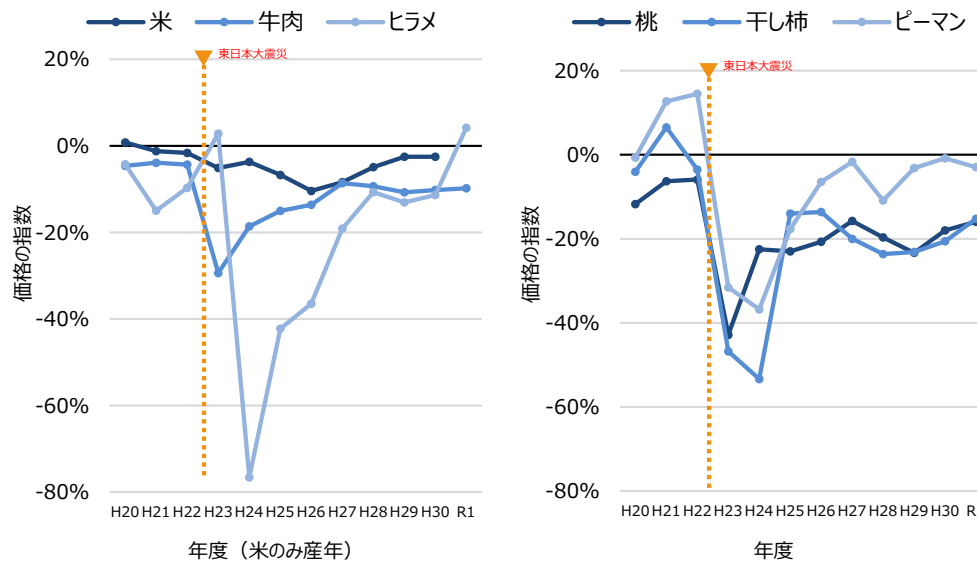
調査結果①

- 震災前と比べると、米、牛肉等の重点6品目の出荷量は依然回復していない。
- 福島県産品と全国平均の価格差は徐々に縮小しているが、依然全国平均を下回る価格の品目が多い。

福島県産品の出荷量の推移 (H22を100とした値)



福島県産品と全国平均の価格差の推移



出所：農林水産省「作物統計」「果樹生産出荷統計」「特産果樹生産動態等調査」「野菜生産出荷統計」「漁業・養殖業生産統計」、東京都中央卸売市場「市場取引情報」

出所：米は農林水産省「米の相対取引価格」に基づく県推定値、それ以外は東京都中央卸売市場「市場取引情報」

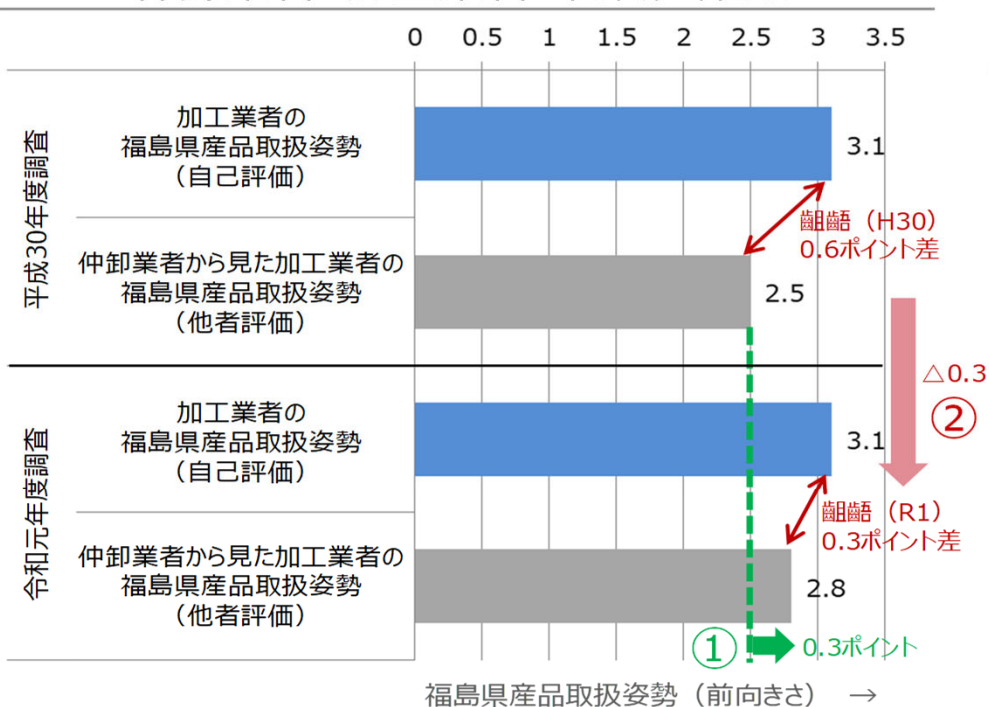
令和元年度福島県産農産物等流通実態調査の調査内容と調査結果②

ポイント

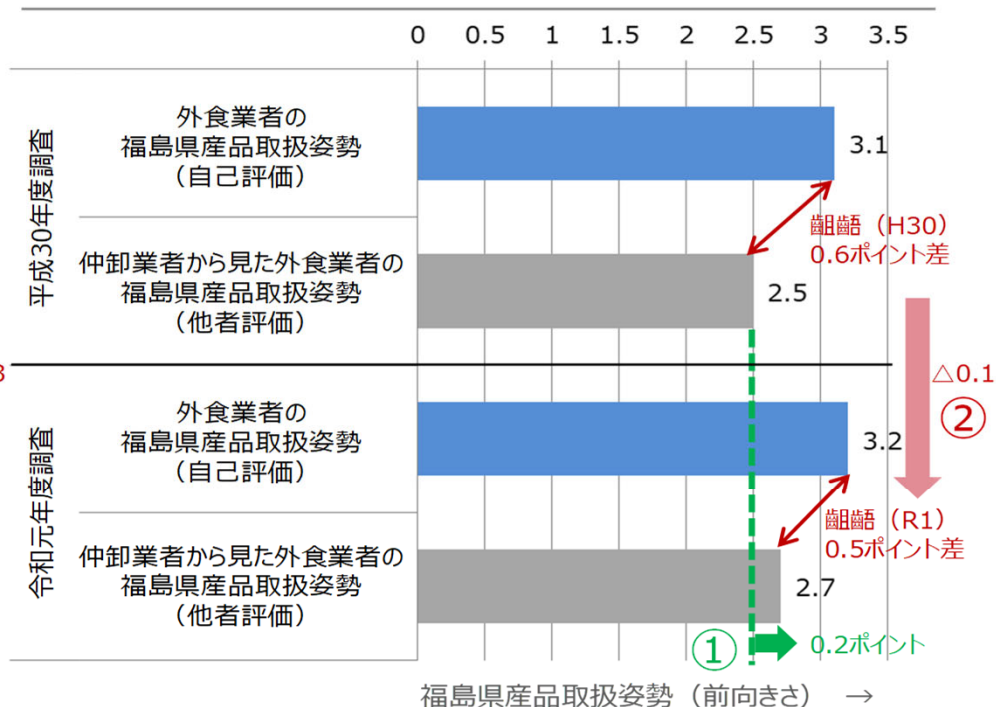
福島県産品に対する納入業者と納入先の認識の齟齬は、前年度調査と比べてやや改善傾向にある。

- 平成30年度調査では、納入業者（仲卸業者など）は、納入先の福島県産品の取扱意向を、実態よりネガティブに認識していることが分かった。このことについて、国から流通業者等に対して認識の齟齬の是正に関する指導・助言通知を発出し、周知を行った。
- 令和元年度調査では、前年度に比べ、仲卸業者において、その納入先の福島県産品の取扱意向についての評価がやや前向きとなった（図中①）。その結果、認識の齟齬の程度はやや緩和された（図中②）。

仲卸業者と加工業者の認識の齟齬



仲卸業者と外食業者の認識の齟齬



※「5：前向き」「4：やや前向き」「3：どちらともいえない」「2：やや後向き」「1：後向き」の5段階評価の平均値。

令和元年度福島県産農産物等流通実態調査の結果に基づく指導、助言等

令和元年度福島県産農産物等流通実態調査の結果に基づき、令和2年4月28日に農林水産省・復興庁・経済産業省の連名で、卸売業者・仲卸業者・小売業者等への指導、助言等に関する通知を发出。

卸売業者・仲卸業者・小売業者等への指導

- 流通段階ごとの認識の齟齬を解消するため、様々な機会を捉えて**納入先に福島県産品の取扱意向を確認**すること。その際、話題になりやすいよう、産地等から提供される福島県産品に関する新しい情報や特徴的な商品を紹介すること。
- 引き続き、福島県産農産物等であることのみをもって**取り扱わなかったり、買いたいたたりすることのないようにする**とともに、福島県産農産物等と他県産農産物等とを対等に比較して取扱商品を選択するようにすること。

生産者への助言 (今後の取組の参考)

- 流通段階ごとの認識の齟齬を解消するためには、産地等から**福島県産品の新しい情報や特徴的な商品を提供**したりすることによって事業者間で話題にしてもらいやすくすることが有効。
- 福島県産水産物の量販店への流通を増やすためには、市場関係者に対して「**常盤もの**」の**品質の高さを伝えつつ、今後の操業について情報共有**を図ることが重要。
- 贈答用桃の需要拡大のためには、**福島県産桃の購買経験がない人に普段使いで購買経験**をしてもらうことが重要。

その他の措置

- 調査結果及び、結果に基づく指導・助言等の考え方を説明する動画を作成。
- 農林水産省Webサイトに掲載して動画を配信。

https://www.maff.go.jp/j/s/hokusan/ryutu/joho_kokan.html



令和元年度福島県産農産物等流通実態調査の結果 (ポイント)

配信動画

積極的なマーケティングの展開①

- ◆ 量販店等における販売促進として、福島県知事・副知事がトップセールスを実施。
- ◆ オンラインストア「ふくしまプライド便」は、令和元年度売上額26億円を達成。
- ◆ 米・桃を中心とした福島県産農産物について、タイ、マレーシアなど東南アジア向け輸出が増加し、令和元年の輸出量は、前年度を上回り過去最高を更新。

令和元年度販売促進対策の実績

<流通段階>

- **国内量販店等**における販売促進
 - ・販売コーナーの設置 (218店舗)
 - ・販売フェアの開催 (818店舗)
 - ・福島県知事・副知事によるトップセールス (40回)
- **オンラインストア**への福島県産品の出店促進
(令和元年度売上額26億円・前年度比1.2倍)
- **EU**におけるトップセミナーの実施 (令和元年10月)

<消費者段階>

- テレビCMやウェブを通じた情報発信、県内市町村や民間団体が行うPR事業等



関係団体と連携した
トップセールス

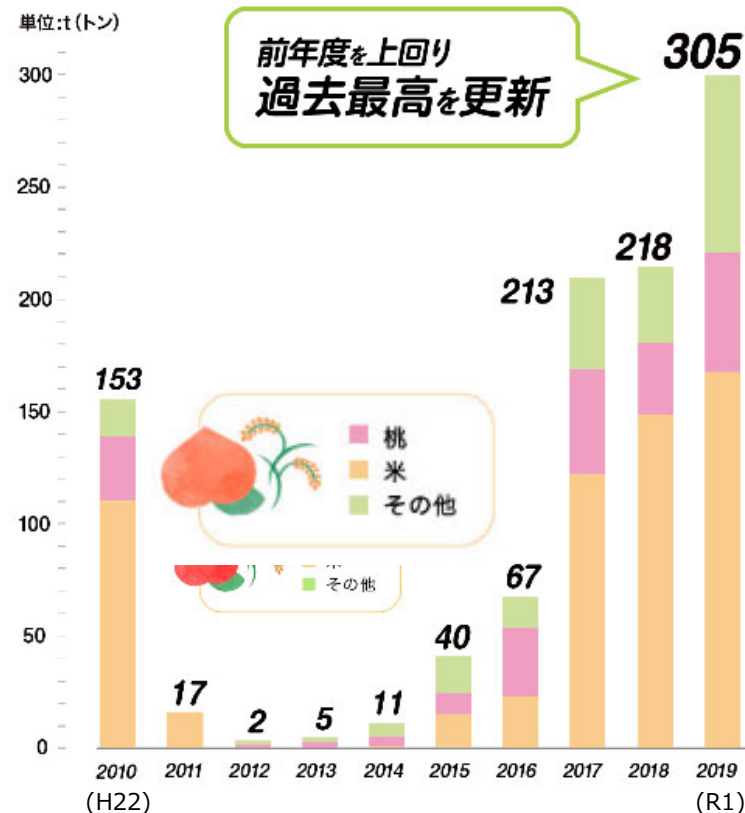


福島牛の販売コーナー



EUトップセミナー

福島県産農産物輸出量 (桃、米等)



積極的なマーケティングの展開②

- ◆福島県産新ブランド米「福、笑い」をトップブランドにするための取組を展開。
- ◆「がんばろう ふくしま！」応援店への登録拡大を通じ、県産農産物の販売を強化。
- ◆オンラインストアでは、出店者への積極的なサポートを強化。
- ◆水産物では、「常磐もの」のブランド力を活かして販路を拡大。
- ◆消費者向けテレビCMでは、新たな品目を追加するとともに、子育て情報誌等でも購買意欲を高めるよう働きかけ。

令和2年度に強化する販売促進対策

<流通段階>

- **令和3年度に本格販売を開始する米「福、笑い」**について、**プレデビューイベント**や首都圏での試験販売を実施
- 県外事業者を中心に「がんばろう ふくしま！」応援店への新規登録の勧誘等を強化
- オンラインストアの出店経験者には、相談が来るのを待たずに、販売の専門家が積極的に働きかけて助言するとともに、出店未経験者にはセミナーを通してページ制作をサポート
- 寒流と暖流が交錯する**常磐沖で漁獲される「常磐もの」**の本格操業を視野に入れた販売促進
- 首都圏量販店での「福島鮮魚便」コーナーの店舗数を増加



新ブランド米「福、笑い」



オンラインストアセミナー



「福島鮮魚便」コーナー



「がんばろう ふくしま！」
応援店のチラシ

<消費者段階>

- 従来より放映している桃、野菜、米、牛肉に加え、新たにカツオやヒラメのテレビCMを放映するとともに、子育て情報誌やSNS等によりPR効果を相乗的に高めた情報発信を実施

原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制緩和・撤廃の概要

原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を設けた54の国・地域のうち、39の国・地域で輸入規制を撤廃、15の国・地域で輸入規制を継続）。（2021年1月29日現在）

◇諸外国・地域の食品等の輸入規制の状況

規制措置の内容／国・地域数			国・地域名
事故後輸入規制を措置 54	規制措置を撤廃した国・地域 39		カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦(UAE)、イスラエル
	輸入規制を継続して措置 15	一部の都県等を対象に輸入停止 6	香港、中国、台湾、韓国、マカオ、米国
		一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求 9	EU及び英国、EFTA(アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン)、仏領ポリネシア、ロシア、シンガポール、インドネシア

注1) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

注2) EU27か国と英国は事故後、一体として輸入規制を設けたことから、一地域としてカウントしている。

注3) タイ及びUAE政府は、検疫等の理由により輸出不可能な野生鳥獣肉を除き撤廃。

◇最近の規制措置撤廃の例

撤廃年月	国・地域名
2020年1月	フィリピン
9月	モロッコ
11月	エジプト
12月	レバノン
"	UAE(野生鳥獣肉を除く)
2021年1月	イスラエル

◇最近の輸入規制緩和の例

緩和年月	国・地域名	緩和の主な内容
2019年3月	シンガポール	放射性物質検査証明を廃止、産地の証明は条件を満たしたインボイスで代替可に
4、9、11月	米国	輸入停止(岩手県及び栃木県産牛の肉、福島県産ウミタナゴ、クロダイ、ヌマガレイ、宮城県産牛の肉、クロダイ)→解除
5月	フィリピン	輸入停止(福島県産のヤマメ、アユ、ウグイ、イカナゴ)→解除(放射性物質検査報告書の添付)
7月	UAE	検査報告書の対象品目の縮小(福島県産の全ての食品、飼料→水産物、野生鳥獣肉のみに)
10月	マカオ	輸入停止(宮城等9都県産の野菜、果物、乳製品)→商工会議所のサイン証明で輸入可能に 放射性物質検査報告書(9都県産の食肉、卵、水産物等)→商工会議所のサイン証明に変更 放射性物質検査報告書(山形、山梨県産の野菜、果物、乳製品等)→不要に
11月	EU※	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小(福島県の大豆、6県の水産物を検査証明対象から除外等)
2020年1月	シンガポール	輸入停止(福島県の林産物、水産物、福島県7市町村の全食品)→産地証明及び放射性物質検査報告書の添付を条件に解除
"	米国	輸入停止(岩手県産クロダイ、福島県産ビノスガイ)→解除
"	インドネシア	・放射性物質検査証明書(47都道府県産の水産物、養殖用薬品、工サ)→不要に ・放射性物質検査報告書(7県産(宮城等)以外の加工食品)→不要に
5月	インドネシア	・放射性物質検査報告書(7県産(宮城等)以外の農産物)→不要に

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン(EFTA加盟国)もEUに準拠した規制緩和を実施。

原発事故に伴い輸入停止措置を講じている国・地域

我が国の輸出先国・地域においては、原発事故に伴い、福島県他の一定地域からの日本産食品等の輸入規制を継続。輸入規制の早期撤廃に向けて、世界的な新型コロナ拡大の状況にあっても、相手国の事情に応じ、テレビ会議、電話やメールも活用しながら、様々なレベルで規制撤廃に向けた働き掛けを実施。

国・地域	輸出額 順位	輸入停止措置対象県	輸入停止品目
香港	2,061億円 1位	福島	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳
中国	1,639億円 2位	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、長野	全ての食品、飼料
		新潟	コメを除く食品、飼料
台湾	976億円 4位	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての食品（酒類を除く）
韓国	411億円 6位	日本国内で出荷制限措置がとられた県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
		青森、岩手、宮城、福島、茨城、 栃木、群馬、千葉	水産物
マカオ	24億円 25位	福島	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品

注1：2021年2月5日現在。輸出額・順位は2020年速報値。

注2：上記5か国・地域のほか、米国は日本での出荷制限品目を県単位で輸入停止。

注3：中国は10都県以外の野菜、果実、乳、茶葉等（これらの加工品を含む）について放射性物質検査証明書の添付を求めているが、放射性物質の検査項目が合意されていないため、実質上輸入が認められていない。

農林漁業者への賠償支払い状況

農林水産省では、農林水産関係の被害者の早期救済の観点から、東京電力に対し、中間指針等に基づく賠償金の適切な支払いを求めている。

農林水産関係では令和3年1月31日までに、約9,837億円の請求に対し、約9,457億円を支払い（96%）※。

※令和3年3月1日現在、農林漁業者等の請求・支払い状況について、関係団体等からの聞き取りにより把握できたもの。

中間指針の概要（農林漁業等に関する主な内容）

政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害

○農林水産物・食品の出荷・作付・その他の生産・製造・流通に関する制限及び検査について、①政府による指示等、②地方公共団体が合理的理由に基づき行うもの、③地方公共団体が関与し、生産者団体が合理的理由に基づき行うもの、に伴う農林漁業者その他の指示等対象者の損害(減収・追加的費用等)は対象

いわゆる風評被害

原則として事故と相当因果関係がある損害として、以下の類型を記載。

○農林漁業

【農産物（茶・畜産物を除き、食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、岩手、宮城

【茶】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡、宮城、東京

【林産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、広島（広島はしいたけのみ）

【畜産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、岩手、宮城、群馬（岩手、宮城、群馬は牛乳・乳製品のみ）

【牛肉（セシウム汚染牛肉関係）】北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根（他の都道府県で同様の状況が確認された場合は同様に扱われる）

【水産物（食用・餌料用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、北海道、青森、岩手、宮城

【花】福島、茨城、栃木 【家畜の飼料及び薪・木炭】福島、岩手、宮城、栃木

【家畜排せつ物を原料とする堆肥】福島、岩手、宮城、茨城、栃木、千葉

【その他の農林水産物】福島

○農産物加工・食品製造業

○農林水産物・食品の流通業

○輸出